

令 和 7 年

三重県議会定例会会議録

（ 6 月 30 日 ）
（ 第 16 号 ）

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

第 16 号

○令和 7 年 6 月 30 日（月曜日）

議事日程（第16号）

令和 7 年 6 月 30 日（月） 午前10時開議

- 第 1 議案第104号から議案第124号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 請願の件
〔討論、採決〕
- 第 3 意見書案第 1 号
〔採決〕
- 第 4 決議案第 1 号
〔採決〕
- 第 5 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第 6 議案第125号から議案第127号まで
〔提案説明、採決〕
- 第 7 議員派遣の件

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第104号から議案第124号まで
- 日程第 2 請願の件
- 日程第 3 意見書案第 1 号
- 日程第 4 決議案第 1 号
- 日程第 5 常任委員会の調査事項に関する報告の件

日程第6 議案第125号から議案第127号まで

日程第7 議員派遣の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 44名

1	番	荊	原	広	樹
2	番	伊	藤	雅	慶
3	番	世	古		明
4	番	龍	神	啓	介
5	番	松	浦	慶	子
6	番	辻	内	裕	也
7	番	吉	田	紋	華
8	番	芳	野	正	英
9	番	川	口		円
10	番	喜	田	健	児
11	番	中	瀬	信	之
12	番	平	畑		武
13	番	中	瀬	古	初
14	番	廣		耕	太郎
15	番	石	垣	智	矢
16	番	山	崎		博
17	番	田	中	祐	治
18	番	野	村	保	夫
19	番	倉	本	崇	弘
20	番	山	内	道	明
21	番	田	中	智	也
22	番	藤	根	正	典
23	番	森	野	真	治

24	番	杉 本	熊 野
25	番	藤 田	宜 三
26	番	野 口	正
27	番	谷 川	孝 栄
28	番	石 田	成 生
29	番	村 林	聡
30	番	小 林	正 人
31	番	東	豊
32	番	長 田	隆 尚
33	番	今 井	智 広
34	番	稲 垣	昭 義
35	番	日 沖	正 信
36	番	舟 橋	裕 幸
38	番	中 嶋	年 規
39	番	青 木	謙 順
40	番	中 森	博 文
41	番	山 本	教 和
42	番	西 場	信 行
43	番	中 川	正 美
44	番	服 部	富 男
45	番	津 田	健 児
欠席議員	1 名		
37	番	三 谷	哲 央

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	佐 波	斉
書 記（事務局次長）	小 野	明 子
書 記（議事課長）	吉 川	幸 伸

書記（議事課課長補佐兼班長）	橋本 哲也
書記（議事課係長）	辻 詩保里
書記（議事課主任）	藤野 和輝

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見 勝之
副知事	服部 浩
副知事	野呂 幸利
危機管理統括監	清水 英彦
総務部長	後田 和也
政策企画部長	小見山 幸弘
地域連携・交通部長	長崎 禎和
防災対策部長	田中 誠徳
医療保健部長	松浦 元哉
子ども・福祉部長	竹内 康雄
環境生活部長	楠田 泰司
農林水産部長	枅屋 典子
雇用経済部長	松下 功一
観光部長	生川 哲也
県土整備部長	若尾 将徳
総務部デジタル推進局長	横山 正吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤本 典夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	関 美幸
環境生活部環境共生局長	佐藤 弘之
県土整備部理事	上村 告
企業庁長	河北 智之
病院事業庁長	河合 良之

会計管理者兼出納局長

天 野 圭 子

教 育 長

福 永 和 伸

公安委員会委員

村 田 典 子

警 察 本 部 長

敦 澤 洋 司

代表監査委員

村 上 亘

監査委員事務局長事務代理

上 川 秀 明

人事委員会委員長

中 村 佳 子

人事委員会事務局長

佐 藤 史 紀

選挙管理委員会委員

原 田 佳代子

労働委員会事務局長

出 井 隆 裕

午前10時0分開議

開

議

○議長（服部富男） ただいまから本日の会議を開きます。

諸

報

告

○議長（服部富男） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第1号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、決議案第1号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第125号から議案第127号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
108	子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年6月20日

三重県議会議長 服部 富男 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 廣 耕太郎

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
110	三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案
115	工事請負契約について（伊勢市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替（下部工）工事（P6橋脚））
116	工事請負契約について（伊勢市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替（下部工）工事（P7橋脚））
117	工事請負契約について（伊勢市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替（下部工）工事（P8橋脚））
118	工事請負契約の変更について（伊勢市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替（下部工）工事（P4橋脚））
119	工事請負契約の変更について（伊勢市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替（下部工）工事（P5橋脚））

120	工事請負契約の変更について（主要地方道伊勢磯部線（恵利原橋）橋梁耐震対策（上部工）工事）
-----	--

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年6月20日

三重県議会議長 服部 富男 様

防災県土整備企業常任委員長 龍神 啓介

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
114	三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年6月23日

三重県議会議長 服部 富男 様

教育警察常任委員長 松浦 慶子

総務地域連携交通常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
106	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
121	財産の取得について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和 7 年 6 月 23 日

三重県議会議長 服部 富男 様

総務地域連携交通常任委員長 芳野 正英

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
1 0 4	令和 7 年度三重県一般会計補正予算（第 2 号）
1 0 5	職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
1 0 7	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案
1 0 9	三重県立公衆衛生学院条例及び三重県農業大学校条例の一部を改正する条例案
1 1 1	三重県立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例案
1 1 2	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
1 1 3	病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
1 2 2	令和 7 年度三重県一般会計補正予算（第 3 号）
1 2 3	三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案
1 2 4	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和 7 年 6 月 26 日

三重県議会議長 服部 富男 様

請 願 審 査 結 果 報 告 書

(新 規 分)

環境生活農林水産常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査 結果
請37	四日市市食肉センター・食肉地方 卸売市場の早期建て替えについて	四日市市新正四丁目19 番3号 四日市市食肉売買参加 者組合 理事長 荒木 満 ほか7名	荊 原 広 樹 龍 神 啓 介 芳 野 正 英 山 崎 博 田 中 智 也 石 成 生 小 林 正 人	採択

意見書案第1号

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

上記提出する。

令和7年6月23日

提 出 者

荊 原 広 樹
龍 神 啓 介
芳 野 正 英
喜 田 健 児
中 瀬 信 之
山 崎 博
山 内 道 明
村 林 聡
小 林 正 人
長 田 隆 尚

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

地方公共団体には、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て・医療・介護等の社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、行政のデジタル化の推進等、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。

一方で、地方公務員等の公共サービスを担う人材の不足は深刻であり、様々な政策課題に対応しなければならない現場は疲弊している。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、地方公共団体の安定的な財政運営のため、地方一般財源の総額について、引き続き前年度を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

しかし、行政需要が増大する一方、人員体制が不足する現状に鑑みれば、現行の地方一般財源の総額から一步踏み出した水準を確保するなど、より積極的に地方財政の充実及び強化を図ることが求められる。

よって、本県議会は、令和8年度の政府予算編成及び地方財政対策において、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、国に対し、下記の事項を実現するよう強く求める。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築等、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、これを支える人材を確保するための人件費を重視する観点から、現行の水準にとどまらず、より積極的に地方財源の確保及び充実を図ること。
- 2 子育て対策、地域医療及び介護の確保、生活困窮者の自立支援等、より高まりつつある社会保障に対する財政需要が地方公共団体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き地方単独事業分も含め、社会保障経費の十分

- な拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材の確保に向けた地方公共団体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らずに、より自律的な地方財政の確立に引き続き取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税及び偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
 - 4 減税政策を検討するに当たっては、地方財政を毀損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどにより、特段の配慮を行うこと。また、減税を実施することにより地方公共団体の減収が見込まれる場合には、確実にその補填を行うこと。
 - 5 地方財政計画に「地方創生推進費」として計上されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、より明確に恒久的財源として位置付けること。また、その一部において導入されている行政改革の努力及び取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
 - 6 会計年度任用職員においては、令和6年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善及び雇用確保が求められることから、引き続きその財政需要を十分に満たすこと。
 - 7 諸手当の支給水準が国の基準を超えている地方公共団体に対する特別交付税の減額措置については、地域手当が減額措置の対象から除外されたものの、期末手当、勤勉手当等はいまだ減額措置の対象のままであることから、地方公共団体の自主性を尊重し、これらの手当を対象とした減額措置を早期に廃止すること。
 - 8 地方公共団体情報システムの標準化の取組を推進するに当たっては、その移行に係る経費のみならず、その移行の影響を受ける他の情報システムの改修経費及び大幅な増額が見込まれる情報システムの運用経費を含め、必要な財政措置を講じること。また、戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名

の追加、マイナンバーカードの健康保険証利用、マイナンバーカードと運転免許証の一体化等、D X化に向けた制度の改正に伴い、地方公共団体において情報システムの改修、事務の負担及び人件費の増大が見込まれる場合には、必要な財政措置を講じること。

- 9 地域の活性化に向けてその存在意義が改めて重視されている地域公共交通については、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策の充実を図ること。
- 10 人口減少に直面する小規模地方公共団体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能の強化を図ること。
- 11 地方公共団体が行う事業においては、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政措置を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服 部 富 男

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、
内閣府特命担当大臣（こども政策）、
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、
内閣府特命担当大臣（地方創生）

決議案第1号

北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める決議案
上記提出する。

令和7年6月23日

提 出 者

荊 原 広 樹
龍 神 啓 介
芳 野 正 英
川 口 円
喜 田 健 児
中 瀬 信 之
山 崎 博
山 内 道 明
村 林 聡
小 林 正 人
長 田 隆 尚
中 森 博 文

北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める決議案

北朝鮮は拉致した多数の日本国民を現在においても不法に抑留し続けており、北朝鮮による拉致問題はいまだ解決に至っていない。拉致問題は、国民の生命及び安全を侵害する重大な人権問題であるとともに、我が国の主権を侵害する行為であり、国の責任において一刻も早く解決すべき重要課題である。

こうした中、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（以下「家族会」という。）の結成前から救出運動の先頭に立ってきた有本明弘さんが今年2月15日に逝去された。このため、家族会の親世代のメンバーは横田早紀江さんのみとなってしまう、また、拉致被害者自身の高齢化も進んでいる。このことから、拉致問題はもはや一刻の猶予もない状況に置かれている。

また、今年2月に、家族会及び北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会は、「政府に、親の世代の家族が存命のうちに全拉致被害者の一括帰国を実現させること」を求める新しい運動方針を決定し、石破内閣総理大臣

にその説明を行った。そのときに、石破内閣総理大臣からは、アメリカ合衆国との首脳会談の際に、トランプ大統領から拉致問題の解決に向けた全面的な支持を得たとの発言があったところである。

長年にわたり肉親との再会を待ち望み、一目でいいから会いたいと願う拉致被害者の家族の忍耐は既に限界を超えている。そのため、北朝鮮による拉致問題を風化させることなく、拉致被害者全員の帰国の実現に向けて国を挙げて全力で取り組むことが必要である。

よって、本県議会は、北朝鮮に対し、一日も早く拉致被害者全員を帰国させるよう強く求めるとともに、政府及び国会において、全拉致被害者の即時一括帰国の早急な実現のために全力を尽くして取り組むよう強く要望する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

三 重 県 議 会

提 出 議 案 件 名

議案第125号 公安委員会委員の選任につき同意を得るについて

議案第126号 人事委員会委員の選任につき同意を得るについて

議案第127号 収用委員会委員及び予備委員の選任につき同意を得るについて

委 員 長 報 告

○議長（服部富男） 日程第1、議案第104号から議案第124号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。廣 耕太郎医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔廣 耕太郎医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（廣 耕太郎） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第108号子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例案につきましては、去る6月20日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 龍神啓介防災県土整備企業常任委員長。

〔龍神啓介防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（龍神啓介） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第110号三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案外6件につきましては、去る6月20日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 松浦慶子教育警察常任委員長。

〔松浦慶子教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（松浦慶子） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第114号三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例案につきましては、去る6月23日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 芳野正英総務地域連携交通常任委員長。

〔芳野正英総務地域連携交通常任委員長登壇〕

○総務地域連携交通常任委員長（芳野正英） 御報告申し上げます。

総務地域連携交通常任委員会に審査を付託されました議案第106号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案外1件につきましては、去る6月23日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたし

ました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

次期三重県過疎地域持続的発展方針（案）についてであります。

当該方針は、過疎地域の持続的発展を図ることを目的として策定するもので、現行の方針が令和7年度で終了することに伴い、令和8年度からの5年間の方針を定めるものです。

県では、これまでも現行の方針に基づき様々な対策を講じてきたところですが、過疎地域における人口減少の加速傾向は変わらず、また、地方税をはじめとする自主財源が乏しい財政状況にあるなど、取り巻く環境は厳しいものとなっています。

過疎地域の持続的発展に向けては、移住の促進、産業振興、子育て環境の確保など、様々な課題に対して関係部局がしっかりと連携して取り組んでいくことが重要であり、県当局におかれては、今後、関係部局との連携をより一層強化するとともに、当該方針に基づく計画を策定する際には、より具体的な施策を提示し、目標に対する進捗管理をしっかりと行っていただきますよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 谷川孝栄予算決算常任委員長。

〔谷川孝栄予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（谷川孝栄） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第104号令和7年度三重県一般会計補正予算（第2号）外9件につきましては、去る6月18日から23日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、6月26日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第104号、議案第105号、議案第107号、議案第111号から議案第113号まで、議案第122号から議案第124号までの9件につきましては、いずれも全会一致をもって原案を可決、議案第109号につきましては、賛成多数をもって原案を可決すべき

ものと決定いたしました。

次に、6月18日から23日に開催された各分科会で特に議論のありました事項について、総務地域連携交通分科会委員長から報告がありましたので、申し述べます。

議案第123号三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。

当該条例案は、公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担限度額について、昨今の物価高騰の状況を踏まえ、国と同様の水準に改定するものです。

同限度額については、現状、全ての都道府県が国の限度額に準じているとありますが、地域によって物価は異なり、また、選挙の種類等に応じた作成枚数の差によってもビラ及びポスターの1枚当たりの発注単価は異なり得ることから、本県の実態に即した限度額の設定が必要と考えます。県当局におかれては、次回統一地方選挙を念頭に、県内の実態を踏まえた限度額の設定を検討されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討

論

○議長（服部富男） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 日本共産党の吉田紋華です。議案第109号三重県立公衆衛生学院条例及び三重県農業大学校条例の一部を改正する条例案についての反対討論をいたします。

この条例案は、大学等における修学の支援に関する法律の一部改正に伴い

規定を整理するものです。

なお、本条例改正により、従来からの対象である低所得者世帯の学生等に加え、多子世帯の学生等が世帯の所得にかかわらず授業料等の免除対象者となります。

根拠となる大学修学支援法の改定では、支援対象を子ども３人以上を扶養する世帯に限定し、扶養する子どもの数が２人以下になった途端、在学中であっても支援が打ち切られます。子どもを３人産まなければ支援しないなど、理不尽な線引きは現状に合っていないと考えます。人口減少が社会問題となっていますが、物価の高騰や子どもが育つ環境の不十分さから人口減少になっているのであり、今、必要なのは、家庭の経済状況や家族構成は関係なく、その人の学びたいという思いへの支援だと考えます。

一方、この条例が改正された後、支援が適用され得る対象者においては、かなり負担が軽減されるものであるもので、一定の支援が行き届くという側面があると考えます。

例えば、３人兄弟で下にも兄弟がいるから第一子には進学費用をかけられないという理由で進学を諦める若者も存在します。この支援制度の周知が行き渡るよう、県には要望したいと思いますし、対象者が今後、拡大していくことを期待して、この議案第109号への反対討論いたします。

○議長（服部富男） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

採決は２回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、議案第104号から議案第108号まで及び議案第110号から議案第124号までの20件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 43

反対 0

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第109号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 42

反対 1

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

請 願 の 審 議

○議長（服部富男） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する環境生活農林水産常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択1件であります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、委員長報告を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討

論

○議長（服部富男） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 日本共産党の吉田紋華です。請願第37号四日市食肉センター・食肉地方卸売市場の早期建て替えについて、これに賛成討論をいたします。

三重県には二つの食肉公社があり、それぞれの役割を果たしています。この請願の対象となっている四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場は、広域的な機能を有しています。そして、設立から50年近くたっているという中で、老朽化の問題が指摘されております。

一方で、松阪市にある食肉公社のほうも老朽化が目立ち、現場からも公社の存続について様々な要望が出されております。

三重県の松阪肉ブランドを守るための重要なシステムでもあり、四日市市でも松阪市でも同等に三重県の重要な基幹施設として支援していくことを条件として賛成討論といたします。

○議長（服部富男） 以上で討論を終結いたします。

採

決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

請願第37号四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場の早期建て替えについてを押しボタン式投票により採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 43

反対 0

よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

なお、採択されました請願につきましては、お手元に配付のとおり、処理経過及び結果の報告を求めることといたしましたので御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
環境生活農林水産常任委員会関係

請願第37号 四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場の早期建て替えについて

意見書案審議

○議長（服部富男） 日程第3、意見書案第1号地方財政の充実及び強化を求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採

決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

意見書案第1号を押しボタン式投票により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 43

反対 0

よって、本案は原案のとおり可決されました。

決 議 案 審 議

○議長（服部富男） 日程第4、決議案第1号北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める決議案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

決議案第1号を押しボタン式投票により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 43

反対 0

よって、本案は原案のとおり可決されました。

常 任 委 員 長 報 告

○議長（服部富男） 日程第5、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、環境生活農林水産常任委員会から調査の経過等について報告したい旨の申出がありますので、これを許します。辻内裕也環境生活農林水産常任委員長。

〔辻内裕也環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（辻内裕也） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において、特に議論のありました事項について御報告申し上げます。

まず、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例についてであります。

本条例は、昨年度より改正に向け委員会内で議論を重ねてきたところであり、今回、昨年12月の委員長報告の内容を踏まえ、改めて条例の中間案が示されたところです。昨年度改正された国の食料・農業・農村基本法では、資材費、人件費等の恒常的なコスト増を賄うため、食料の価格形成において、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨が新たに規定されたところです。県民への持続的な食料供給を進めていく上で、県としても取組を進めていくことが重要であることから、県当局におかれましては、条例中に食料の合理的な価格形成を推進する内容を定めることについて検討されるよう要望します。

次に、県の水田政策についてであります。

農業をめぐる情勢は目まぐるしく変化しており、国では食料安全保障の確保の観点などから食料・農業・農村基本法が改正され、関連3法が成立したところであり、さらに、昨今の米をめぐる状況を受け、国において水田政策の見直しに向けた議論が進められています。県当局におかれましては、こう

した国の動向を的確に把握しながら、県の水田政策を展開されるように要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議 案 審 議

○議長（服部富男） 日程第6、議案第125号から議案第127号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（服部富男） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました議案第125号から議案第127号までについて御説明いたします。

これらの議案は、いずれも人事関係議案であり、公安委員会委員、人事委員会委員、収用委員会委員及び予備委員の選任について、議会の同意を得ようとするものです。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

議案第125号から議案第127号までの3件を一括して押しボタン式投票によ

り採決いたします。

本案にいずれも同意することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

投票漏れはございませんか。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 43

反対 0

よって、本案はいずれも同意することに決定いたしました。

議 員 派 遣 の 件

○議長（服部富男） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 全国都道府県議会議長会 男女共同参画委員会

(1) 派遣目的

都道府県議会の議長・副議長経験がある女性議員を中心に構成される本委員会において、都道府県議会における男女共同参画の推進のため意見交換し、報告・提言を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和7年8月26日 1日間

(4) 派遣議員 杉本 熊野 議員

2 全国都道府県議会議長会 女性議員研究交流大会

(1) 派遣目的

地方議会でさらに女性が活躍しやすい環境整備につなげるとともに、大会参加を通じて女性議員間の一層の連携を深めることを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和7年8月26日 1日間

(4) 派遣議員 松浦 慶子 議員 吉田 紋華 議員
中瀬古初美 議員 杉本 熊野 議員
谷川 孝栄 議員

3 第19回紀伊半島三県議会交流会議

(1) 派遣目的

「第19回紀伊半島三県議会交流会議」に出席し、紀伊半島三県に共通する課題等について、緊密な意見交換を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 奈良県橿原市

(3) 派遣期間 令和7年9月1日 1日間

(4) 派遣議員 芳野 正英 議員 田中 智也 議員
谷川 孝栄 議員 東 豊 議員
西場 信行 議員

○議長（服部富男） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（服部富男） お諮りいたします。明7月1日から9月24日までは休会
といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、明7月1日から9月24日までは休会
とすることに決定いたしました。

9月25日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（服部富男） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時26分散会